

マカロニ類についての検査方法

制 定 昭和40年10月19日農 林省 告示第1247号
改 正 平成18年 2月28日農林水産省告示第210号
最終改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー（以下「マカロニ等」という。）の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容量が50g未満のものにあつては、50g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50gを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったマカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋（内容重量が50g未満のものにあつては、50g以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から50gを採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年4月1日から施行する。